

和歌山県日高川町地域おこし協力隊募集要項

～魅力×SNS×地域おこし！ あなたの発信力がまちを変える！～

日高川町は、和歌山県のほぼ中央部に位置し、日高川流域の3町村（旧川辺町、旧中津村、旧美山村）が合併し誕生した、人口約9,000人の自然豊かな町です。

特産物として、日本一の生産量を誇る紀州備長炭や、温暖な気候を活かした温州みかんなどの柑橘類や様々な農産物の栽培も盛んです。

さらには、和歌山県最古の寺院で歌舞伎の舞台としても有名な道成寺、日本一の長さの藤棚ロードなど、自然を活かし様々な観光スポットも点在しています。

本町ではそれぞれの分野で魅力を発信し、町に興味を持ってくれる方、実際に訪れてくれる方の獲得に努めているところですが、十分な情報発信ができていないのが現状です。

そこでこの度、地域の魅力を掘り起こし集約することによって、効果的に町の魅力を外部に発信していただける人材を募集します。

町の魅力を高めることは、関係人口の獲得ならびに地域の誇りを高めることにも繋がります。

あなたの発信力で、日高川町をもっと魅力的な町へと育ててみませんか？

1. 募集人員

1名

2. 募集対象

次の要件をすべて満たす方。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- (2) 現在、3大都市圏をはじめとする都市地域等（※）に住民票を有し、試験合格後に住民票を日高川町に移せる方
※総務省「地域おこし協力隊推進要綱」に定める地域
- (3) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができ、創意工夫しながら積極的に情報発信のできる方
- (4) 普通自動車運転免許を取得している方
- (5) パソコン操作（必要書類の作成等）のできる方
- (6) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民や関係団体と積極的にコミュニケーションを図ることができる方
- (7) 活動に際して、町の条例、規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (8) 任用期間満了後、引き続き日高川町内に定住し、起業・就業の意欲がある方
- (9) SNSを日常的に活用した情報発信ができる方。
- (10) ショート動画の作成が得意な方。

3. 活動内容

今回の活動では、住民目線では気づきにくいコンテンツの掘り起こしや、魅力的な情報の発信により、地域のブランド力の向上や関係人口の獲得に努めていただきます。

また、情報自体にも付加価値をつけ、多くの方の目を引きやすい方法で発信していただければと考えています。

- (1) 地域資源を活用した魅力的なコンテンツの作成と日高川町の公式SNS等を活用した外部への積極的な情報発信 ※週1回程度
(情報の発信媒体 (Instagram、X、TikTok、YouTube、note等) については、隊員と協議のうえ決定)
- (2) 町の取り組みを町内外へ周知する業務
(町内外で開催されるイベントでの周知活動も含まれます。)
- (3) 新たな地域の魅力・資源の掘り起こし
- (4) その他、町のブランド力向上のため、隊員が提案する魅力発信業務

4. 活動地域

町内全域 (活動内容や研修等により、町外での活動もあります)

5. 勤務地・時間等

- (1) 勤務地 日高川町役場企画政策課内
- (2) 勤務日 週5日 (月曜日から金曜日まで)
- (3) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで
※勤務時間は、1日につき7時間45分、1週間につき38時間45分とします。ただし、1日の勤務時間を超えて勤務が必要となった場合は1週間に勤務しなければならない時間の内で調整します。
※活動内容によっては、時間外、土日祝日の活動を含みます。

6. 雇用形態及び雇用期間

- (1) 日高川町会計年度任用職員として採用します。
- (2) 雇用期間は、採用日から当該年度末とします。ただし、採用の日から最長3年まで更新する場合があります。
- (3) 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことがあります。

7. 給与

給料：月額190,000円

諸手当：期末、勤勉手当及び通勤手当は、日高川町会計年度任用職員の給与及び費用弁

償に関する条例の規定により支給します。

8. 待遇及び福利厚生

- (1) 年次休暇及びその他の休暇は、日高川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則によるものとします。
- (2) 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険等）に加入します。
- (3) 住居については、町が用意します。光熱水費等の生活に必要な経費については、自己負担となります。
上記以外の住宅の場合は、住宅料等は個人負担となる場合があります。
- (4) 活動に要する公用車、パソコン等は、町から貸与します。
- (5) 活動に要する消耗品費等は、予算の範囲内で町が負担します。
- (6) 活動に要する旅費は、予算の範囲内で支給します。
- (7) 転入等にかかる費用は、自己負担となります。
- (8) 隊員が委嘱期間中に活動の一環として制作した動画等の著作権は日高川町に帰属します。
- (9) 兼業は認めますが、兼業する場合は、兼業内容等について事前に届出が必要となるほか、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等といった服務規律の観点から一定の制限が設けられています。

9. 応募方法

- (1) 提出書類
 - ア 日高川町地域おこし協力隊応募用紙（1部）
 - イ 住民票抄本（1部）
- (2) 提出先及び問い合わせ先
〒649-1324
和歌山県日高郡日高川町大字土生160番地
日高川町企画政策課
TEL：0738-23-9511（直通）
MAIL：teijyu@town.hidakagawa.lg.jp
- (3) 応募受付期限
令和7年12月25日（木）午後5時必着（当日消印有効）
※提出いただいた書類は今回の選考のみで使用し、返却いたしません。

10. 選考方法

- (1) 一次選考（書類選考）
受付期間終了後、書類選考の上、選考結果を応募者全員に文書で通知します。
- (2) 二次選考（面接）
一次選考合格者を対象に、面接（会場：日高川町役場）を行います。詳細（時間、場

所等)については、一次選考結果を通知する際にお知らせします。なお、二次選考に要する交通費等は個人負担とします。

(3) 最終選考結果の通知

二次選考終了後、選考結果を二次選考受験者全員に文書で通知します。

※選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

11. その他

- (1) 日高川町では、平成27年度(2015年度)から地域おこし協力隊を導入し、これまで8名の方々を採用しております。